

平成 25 年 1 月 31 日

厚生労働省水道課 御中

地方公共団体さまへの賠償について

東京電力株式会社

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

地方公共団体さまへの賠償について、下記のとおりご案内文書をお送りしますので、今後ともご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ◆別紙 1 . . . 地方公共団体さまへの賠償に係るご案内
- ◆別紙 2 . . . 「民間事業者さまと同様の立場で行う事業に係る営業損害」賠償金ご請求の受付概要
- ◆参考 . . . 追加的費用の賠償についての弊社の基本的な考え方

以 上

地方公共団体さまへの賠償に係るご案内

平成 25 年 1 月 31 日
東京電力株式会社

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。また、平成 25 年 1 月 1 日に福島復興本社を設立し、被災された皆さまの生活と福島県の復興に向けた取り組みを一層深化させていくとともに、原子力損害賠償への対応についても、引き続き迅速かつ公正な対応を実施してまいります。

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」および「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めておりますが、今般受付準備が整いました賠償項目につきまして、下記のとおりご案内いたします。

記

「民間事業者さまと同様の立場で行う事業に係る営業損害」について、平成 25 年 2 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を開始させていただきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、別紙 2 ならびに後日お配りさせていただく予定の賠償金ご請求書等をご参照ください。

以 上

「民間事業者さまと同様の立場で行う事業に係る営業損害」
賠償金ご請求の受付概要

①対象となる方

(a) 対象となる事業

地方公共団体さまが営む事業のうち「民間事業者と同様の立場で行う事業」(※1)が対象となります。

※1 「民間事業者と同様の立場で行う事業」とは、一般行政活動に係る事業以外の企業活動に係る事業(公営企業)のうち、以下①～③の要件を全て満たす事業となります。

- ① サービス等の受益者から使用料収入等を得ていること
- ② 一事業体として他の事業と明確に区分されていること
- ③ 事業に係る経費を当該収入等で賄うものとされていること

これらの要件を満たすのは、原則として地方財政法第六条の公営企業が実施する事業となります。

＜地方財政法第六条の公営企業(地方財政法施行令第四十六条)＞

- 一 水道事業 二 工業用水道事業 三 交通事業 四 電気事業 五
- ガス事業 六 簡易水道事業 七 港湾整備事業 八 病院事業 九 市場事業 十 と畜場事業 十一 観光施設事業 十二 宅地造成事業 十三 公共下水道事業

なお、地方財政法第六条の公営企業に該当しない場合につきましても、前記の要件をすべて満たす場合につきましては、「民間事業者と同様の立場で行う事業」として対象となります。

(b) 対象となる損害

「民間事業者と同様の立場で行う事業」につきまして、下記の損害が認められる場合には、必要かつ合理的な範囲で賠償金をお支払いいたします。

損害の種類	対象となる損害	対象となる地方公共団体さま
避難指示等に係る営業損害	避難指示等にともない、営業が不能になるまたは取引が減少する等、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合の当該減収分、および事業に支障が生じたため実際に負担を余儀なくされた追加的費用	政府による避難指示等以前に事業を開始されており、「避難等対象区域」で事業の全部または一部を営まれていた(または現に営まれている)地方公共団体さま
その他政府指示等に係る営業損害	その他政府指示等にともない、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため現実に減収が生じた場合の当該減収分および事業に支障が生じたため実際に負担を余儀なくされた追加的費用	政府指示等の対象事業者となった地方公共団体さま

損害の種類	対象となる損害	対象となる地方公共団体さま
風評被害に係る営業損害	利用者が弊社事故を理由に解約・予約控え等をしたことにより、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合の当該減収分、および事業に支障が生じたため実際に負担を余儀なくされた追加的費用	①別記の地域で観光業を営み、風評被害を受けられた地方公共団体さま（※2） ②福島県（避難等対象区域外）内でサービス業等を営み、風評被害を受けられた地方公共団体さま 等

※2 主として観光客を対象として営業（観光業 ※3）を行っている「民間事業と同様の立場で行う事業」の以下の1.～3.の地域に所在する事務所において、弊社事故以降に生じた解約・予約控え等による風評被害を受けられた地方公共団体さま

1. 福島県(避難等対象区域外)、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県 of 太平洋沿岸地域（銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、大網白里市、白子町、長生村、一宮町、いすみ市、御宿町、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市）、宮城県丸森町（以下「4県および17市町村」といいます）
2. 千葉県の木更津市、君津市、富津市、鋸南町、大多喜町、茂原市、香取市、東庄町、成田市、神埼町、多古町（以下「千葉県11市町村」といいます）
3. 青森県、岩手県、宮城県（丸森町を除く）、秋田県、山形県（以下「東北5県」といいます）

※3 観光業とは具体的には、下記の業種を指します。

1. ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業
主として観光客を対象とするレジャーホテル、リゾートホテル、温泉旅館、観光地の旅館等の宿泊業、旅行業
2. レジャー施設、旅客船等の観光産業
主として観光客を対象とする遊園地、テーマパーク、水族館、旅客船等の観光業
3. バス、タクシー等の交通産業
主として観光客を対象とする交通業
4. 文化・社会教育施設
主として観光客を対象とする郷土資料館、歴史博物館等の施設運営業
5. 観光地における飲食業や小売業
主として観光客を対象とする飲食店やみやげ物店等の飲食業、小売業

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

なお下記の事業につきましては、事業の特性等から、原則として賠償金のお支払いの対象にはならないものと考えております。

対象事業	損害の種類	賠償対象判断
宅地造成事業	避難指示等に係る営業損害／風評被害に係る営業損害	宅地等の販売完了までが1つの事業期間となっており、事業完了までの一期間において減収が生じても損害とは認められないと考えております。
水道事業・簡易水道事業（上下水等副次産物に係るものを除く）	風評被害に係る営業損害	提供するサービスの性質上、消費者等によるサービスの利用控え等の影響は飲用等に限定されることが想定され、弊社事故と相当因果関係が認められる減収については、ご証明いただくことが困難であると考えております。
工業用水道事業、および公共下水道事業（上下水等副次産物に係るものを除く）／交通事業／電気事業／ガス事業		提供するサービスの性質上、消費者等によるサービスの利用控え、利用停止等が想定されないと考えております。

②賠償項目

下記の賠償項目のうち、必要かつ合理的な範囲が賠償対象となります。

賠償項目	具体的内容
逸失利益	避難指示等、その他政府指示等、または風評被害等にともない、事業に支障が生じたことにより現実に減収があった場合の当該減収分
検査費用	事業運営のために実際にご負担を余儀なくされた放射性物質検査費用
その他追加的費用	事業に支障が生じたため、または事業への支障を避けるためにご負担を余儀なくされた追加的費用

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

③ご請求対象期間

事故発生日（平成23年3月11日）から平成24年3月31日までの間に発生した逸失利益および追加的費用を対象とさせていただきます。

- ・ 観光業を営む地方公共団体さまにつきましては、事業所の所在する地域により、賠償対象期間は以下のとおりとなります。

千葉県 11 市町村	平成 23 年 12 月 31 日まで
東北 5 県	平成 24 年 2 月 29 日まで
山形県米沢市	平成 23 年 5 月 31 日（※4）

※4 山形県米沢市に事務所が所在する地公体さまは東北5県に事業所が所在する
地方公共団体さまとして平成24年2月29日まで選択することも可能です。

- ・ 上記以外において、平成24年4月以降に生じた費用につきましては、改めてご案内させていただきます。

④ご請求受付開始時期

平成25年2月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

⑤弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成25年2月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以 上

(参考)

追加的費用の賠償についての 弊社の基本的な考え方

1. 本文書の位置づけ

本文書では、地方公共団体さまがご負担されている追加的費用（検査費用・その他の追加的費用）につきまして、中間指針等の基本的な考え方、および弊社が確認させていただいている地方公共団体さまのご事情等を踏まえ検討させていただきました、賠償についての現時点における弊社の考え方をご説明させていただきます。

2. 追加的費用の賠償についての基本的な考え方

「中間指針 第2 各損害項目に共通する考え方」における基本的な考え方や「中間指針第二次追補 第4 除染等に係る損害について」等の指針を踏まえ、追加的費用として賠償金のお支払い対象となるのは、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲になると考えております。

＜中間指針 第2 各損害項目に共通する考え方＞（抜粋）

・・・本件事故に起因して実際に生じた被害の全てが、原子力損害として賠償の対象となるものではないが、本件事故から国民の生命や健康を保護するために合理的理由にもとづいて出された政府指示等に伴う損害、市場の合理的な回避行動が介在することで生じた損害、さらにこれらの損害が生じたことで第三者に必然的に生じた間接的な損害についても、一定の範囲で賠償の対象となる。・・・

＜中間指針第二次追補 第4 除染等に係る損害について＞（抜粋）

・・・地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。・・・

なお、人件費につきましては、職員さまの対応に要した追加的費用（職員対応費）として、各ご請求項目の中でお取扱いさせていただきます。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を、地方公共団体の職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が、賠償金のお支払い対象となると考えております。

お支払い対象となる職員対応費のご負担を余儀なくされた地方公共団体さまにおかれましては、ご請求の受付を開始させていただきます。

以 上